

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

F-217 亜鉛(Zn)検査がない酢酸亜鉛水和物製剤(亜鉛欠乏症の患者に対する投与開始時)の算定について

《令和 7 年 12 月 4 日新規》

○ 取扱い

亜鉛欠乏症に対して投与開始時に D007「37」亜鉛 (Zn) の検査がない酢酸亜鉛水和物製剤 (ノベルジン錠等) の投与は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

酢酸亜鉛水和物製剤 (ノベルジン錠等) の添付文書の用法及び用量に関連する注意には「投与開始時及び用量変更時には、血清亜鉛濃度の確認を行うこと。」とあり、血清亜鉛濃度からみて亜鉛不足に起因する症状を呈している患者であるかを確認する必要がある。

以上のことから、亜鉛欠乏症に対して投与開始時に D007「37」亜鉛 (Zn) の検査がない酢酸亜鉛水和物製剤 (ノベルジン錠等) の投与は、原則として認められないと判断した。